原子力規制方 長官 片山 啓 禄

東京電力ホールディングス株式会社 の技術的能力の評価に関する意見書

自由民主党新得県支部連合会 幹 事 長 岩 村 良 一 総 務 会 長 皆 川 雄 二 政務調查会長 高 橋 直 揮

令和3年、東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東京電力」) 柏崎刈羽原子力発電所において、IDカードの不正使用による中央制御室 への入室、核物質防護設備の機能の長期間複数箇所での喪失という事案が 発生し、同年4月原子力規制委員会は核燃料の移動を禁じる措置命令を発 出し、追加検査を開始し、現在も継続しています。

しかし、措置命令発出後も核物質防護情報の未許可持ち出し、ノートパソコンの出火、7号機循環水系配管の穴、5号機ランドリー建屋の洗濯機の出火、5号機海水熱交換器建屋における海水漏洩などなど、火災や核物質防護等に関する数々のトラブルが発生しました。

これら一連の不祥事を通じて、東京電力に対する県民の信頼は大きく損なわれている状況です。特に、令和4年6月に、周辺防護区域と立ち入り制限区域における照明設備の明るさが不十分との指摘を受けて設置された8台の照明が、照明設置以降電源に接続されていなかった案件については、核物質防護に関わる深刻な不適合案件であると受け止めております。

原子力規制委員会は、8月31日に東京電力の「適格性」を再確認する会合を開き、9月中旬にも現地調査を始めると発表しましたが、平成29年の「適格性」の判断を単になぞるだけでなく、繰り返される不祥事発生を踏まえ、東京電力が持つ知見や技術をきちんと発揮できるかどうか、企業の体質やガバナンスが十分なものと言えるのかなどについて、改めて評価することを求めます。

原子力規制委員会におかれては、県民の信頼を確保するためにも、厳格かつ適切な対応をして頂くようお願いいたします。